

向浜建設機械格納庫浄化槽維持管理業務委託特記仕様書

1. 委託業務の内容

秋田県秋田地域振興局建設部向浜建設機械格納庫浄化槽について、次のとおり維持管理業務を行う。

- (1) 汚水処理装置の保守点検に関する業務（2ヶ月に1回）
- (2) 汚水処理装置に不具合等が発生した際の報告及び修理に関する業務
- (3) 汚水処理装置の汚泥の調整に関する業務

2. 業務履行期間

自 令和8年4月1日
至 令和9年3月31日

3. 物件の所在地及び様式

所在地 : 秋田県秋田市向浜一丁目2-2
様式 : ばっ氣式、ベスト
処理対象人員 : 30人
汚水量 : 1.5 m³/日

4. 維持管理の基準と報告義務

- (1) 浄化槽法及び関係法令等の基準に従い、誠意ある維持管理を行う。
 - 浄化槽定期点検 年6回（2ヶ月に1回）
 - 浄化槽放流水滅菌 年7.2 kg
 - 浄化槽汚泥処理 年2回（30人槽ばっ氣式・水張り含む）
- (2) 維持管理業務を行ったときは、その業務完了の都度別に定める様式による点検記録を作成したうえ提出するものとする。

5. その他

本特記仕様書に定めのない事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。